

平成27年12月16日
改定 平成29年10月25日
改定 令和 2年 7月30日
改定 令和 8年 ●月 ●日

たか はま
高浜地域の緊急時対応
(全体版) (案)

福井エリア地域原子力防災協議会

- | | |
|---|-------|
| 1. はじめに | P.2 |
| 2. ^{たか はま} 高浜地域の概要 | P.4 |
| 3. 緊急事態における対応体制 | P.9 |
| 4. PAZの施設敷地緊急事態における対応 | P.27 |
| 5. PAZの全面緊急事態における対応 | P.48 |
| 6. UPZにおける対応 | P.63 |
| 7. ^{おお い} 大飯発電所及び ^{たか はま} 高浜発電所がともに被災した場合における対応 | P.112 |
| 8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 | P.123 |
| 9. 緊急時モニタリングの実施体制 | P.143 |
| 10. 原子力災害時の医療等の実施体制 | P.154 |
| 11. 国の実動組織の支援体制 | P.167 |

(注) 本資料の地図は、(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1. はじめに

この「たか はま高浜地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)たか はま高浜発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。また、おおい関西電力(株)大飯発電所及びたか はま高浜発電所がともに被災した場合における対応方針について示す。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員

➤ 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、高浜^{たかはま}地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

- 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
- 原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
- 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
- 内閣府大臣官房審議官(防災担当)
- 警察庁長官官房審議官
- 総務省大臣官房自然災害等対策総括官
- 消防庁国民保護・防災部長
- 文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
- 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
- 農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
- 経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
- 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
- 海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
- 環境省大臣官房審議官
- 防衛省大臣官房審議官
- 福井県副知事
- 京都府副知事
- 滋賀県副知事

オブザーバー

- 岐阜県
- 関西広域連合
- 高浜町
- おおい町
- 小浜市
- 若狭町
- 舞鶴市
- 綾部市
- 南丹市
- 京丹波町
- 福知山市
- 宮津市
- 伊根町
- 高島市
- 関西電力株式会社

※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
※ 協議会に、構成員を補佐するため作業部会を、作業部会の下に分科会を設置。

2. 高^{たか}浜^{はま}地域の概要

高浜発電所の概要

- 高浜発電所は、関西電力(株)が福井県大飯郡高浜町に設置している原子力発電所である。
- 高浜発電所は、昭和49年の11月から1号機による営業運転を開始。昭和50年11月に2号機、昭和60年1月に3号機、同年6月に4号機の運転を開始している。

関西電力(株)高浜発電所について

(1) 所在地 福井県大飯郡高浜町

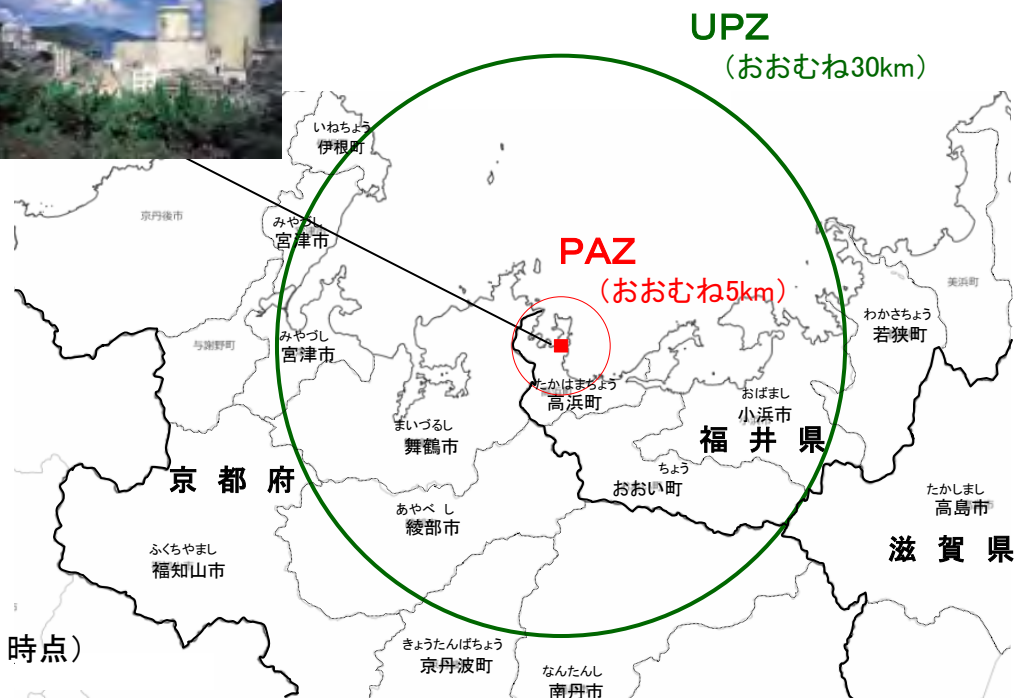
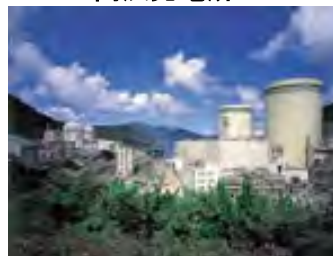
(2) 概要

1号機 : 82.6万kW・PWR
2号機 : 82.6万kW・PWR
3号機 : 87.0万kW・PWR
4号機 : 87.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数 (令和8年4月時点)

1号機 : 昭和45年 4月／昭和49年11月／51年
2号機 : 昭和46年 2月／昭和50年11月／50年
3号機 : 昭和55年11月／昭和60年 1月／41年
4号機 : 昭和55年11月／昭和60年 6月／40年

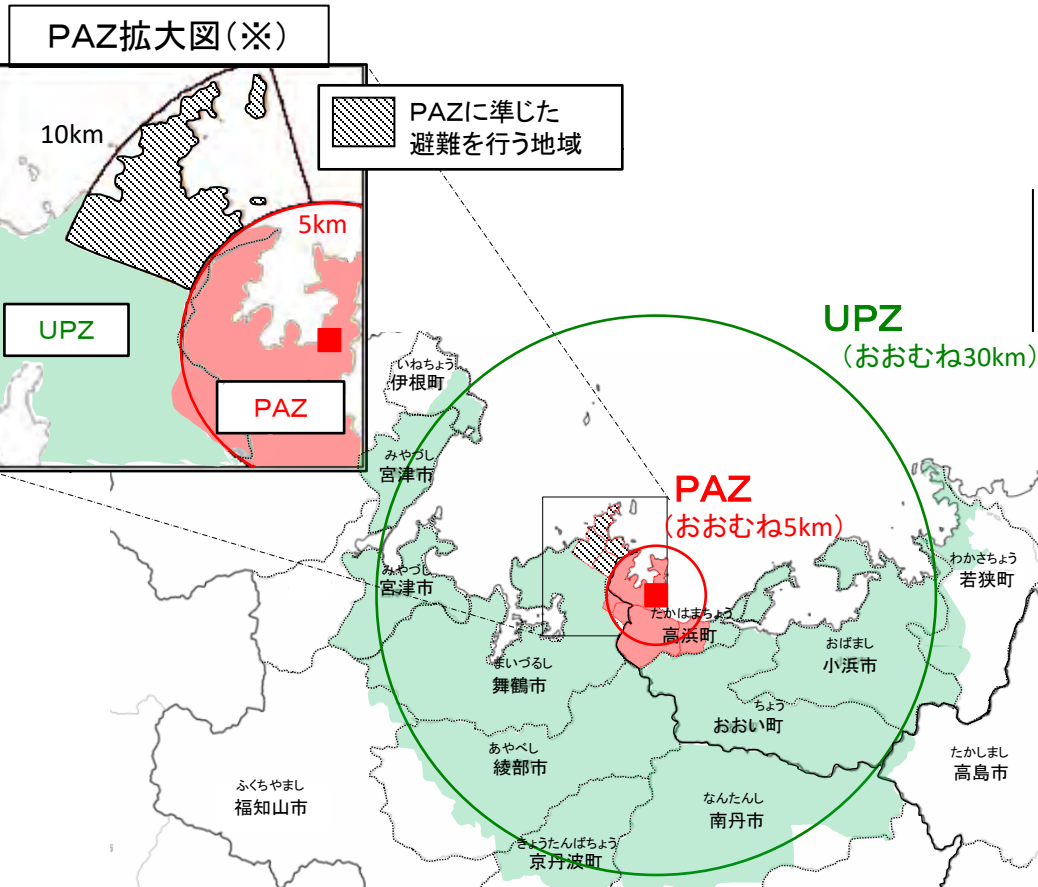
高浜発電所



出典：国土地理院ホームページ(<https://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)
「白地図」国土地理院(<https://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)をもとに
内閣府(原子力防災)作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所よりおおむね5kmを目安とするPAZ(滋賀県は該当しない)、発電所よりおおむね5~30kmを目安とするUPZの対象地区名を明らかにしている。
- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは福井県高浜町、京都府舞鶴市、UPZは福井県、京都府、滋賀県の7市5町にまたがる。
- 舞鶴市のUPZの大浦半島の一部の住民390人については、避難経路がPAZ境界周辺を通ることから、PAZに準じた避難を行うこととしている。(「PAZ拡大図(※)」参照)



<おおむね5km圏内>
PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone
 ⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
1市1町(福井県:高浜町、京都府:舞鶴市)
住民数:高浜町6,918人、舞鶴市433人(大浦半島の一部の住民を含む)

<おおむね5~30km圏内>
UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域
7市5町(福井県:高浜町、おおい町、小浜市、若狭町)、
(京都府:舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、
福知山市、宮津市、伊根町)
(滋賀県:高島市)
住民数:144,714人 **人口:令和7年4月1日時点**

出典:国土地理院ホームページ(https://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941)
 「白地図」国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941)をもとに内閣府(原子力防災)作成

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は7,351人(PAZに準じた避難を行う地域を含む)、UPZ内人口は144,714人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で152,065人。
- 滋賀県においては、高島市の一部がUPZに含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(おおむね5km圏内) (PAZに準じた避難を行う地域を含む)		(おおむね5～30km圏内)			
福井県	高浜町 <small>たかはまちょう</small>	6,918 人	3,128 世帯	2,549 人	1,169 世帯	9,467 人	4,297 世帯
	おおい町 <small>おおいちょう</small>			7,635 人	3,275 世帯	7,635 人	3,275 世帯
	小浜市 <small>おほまし</small>			27,446 人	12,211 世帯	27,446 人	12,211 世帯
	若狭町 <small>わかさちょう</small>			3,228 人	1,440 世帯	3,228 人	1,440 世帯
小計		6,918 人	3,128 世帯	40,858 人	18,095 世帯	47,776 人	21,223 世帯
京都府	舞鶴市 <small>まいづるし</small>	433 人	215 世帯	73,898 人	38,283 世帯	74,331 人	38,498 世帯
	綾部市 <small>あやべし</small>			7,100 人	3,883 世帯	7,100 人	3,883 世帯
	南丹市 <small>なんたんし</small>			3,010 人	1,574 世帯	3,010 人	1,574 世帯
	京丹波町 <small>きょうたんばちょう</small>			2,404 人	1,205 世帯	2,404 人	1,205 世帯
	福知山市 <small>ふくちやまし</small>			361 人	177 世帯	361 人	177 世帯
	宮津市 <small>みやづし</small>			15,791 人	8,104 世帯	15,791 人	8,104 世帯
	伊根町 <small>いねちょう</small>			1,292 人	599 世帯	1,292 人	599 世帯
小計		433 人	215 世帯	103,856 人	53,825 世帯	104,289 人	54,040 世帯
滋賀県	高島市 <small>たかしまし</small> (※)			0 人	0 世帯	0 人	0 世帯
合計		7,351 人	3,343 世帯	144,714 人	71,920 世帯	152,065 人	75,263 世帯

※ たかしまし 高島市の一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない。

昼間流入出入口(就労者等)の状況

- 令和2年国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、6,893人。
- また、令和3年経済センサスによると、437事業所、4,282人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町	2,887	1,873	1,014
舞鶴市	4,006	5,639	△1,633
合計	6,893	7,512	△619

出典: 令和2年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

<PAZ内の就労者数>

市町名	対象地区	事業所数	従業者数(人)
高浜町 ※1	青郷	114	773
	内浦	65	1,756
	高浜	231	1,562
	合計	410	4,091

市町名	対象地区※2	事業所数	従業者数(人)
舞鶴市 ※2	松尾	1	8
	杉山	1	25
	大山	1	3
	田井	4	86
	成生	1	15
	の野原	19	54
	合計	27	191

出典: 令和3年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計(総務省・経済産業省)

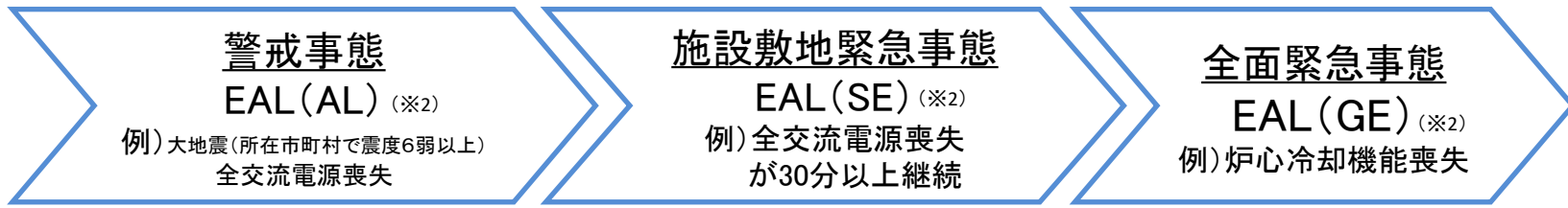
※1 高浜町に所在する事業所のうちPAZ内の事業所分のみ計上

※2 PAZに準じた避難を行う地域を含む

3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- ▶ 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ
～おおむね
5km

施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避の準備開始 (※3)

施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 (※3)

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

UPZ
おおむね
5～30km (※4)

屋内退避の準備

屋内退避

UPZ外
おおむね
30km～ (※5)

(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

(※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

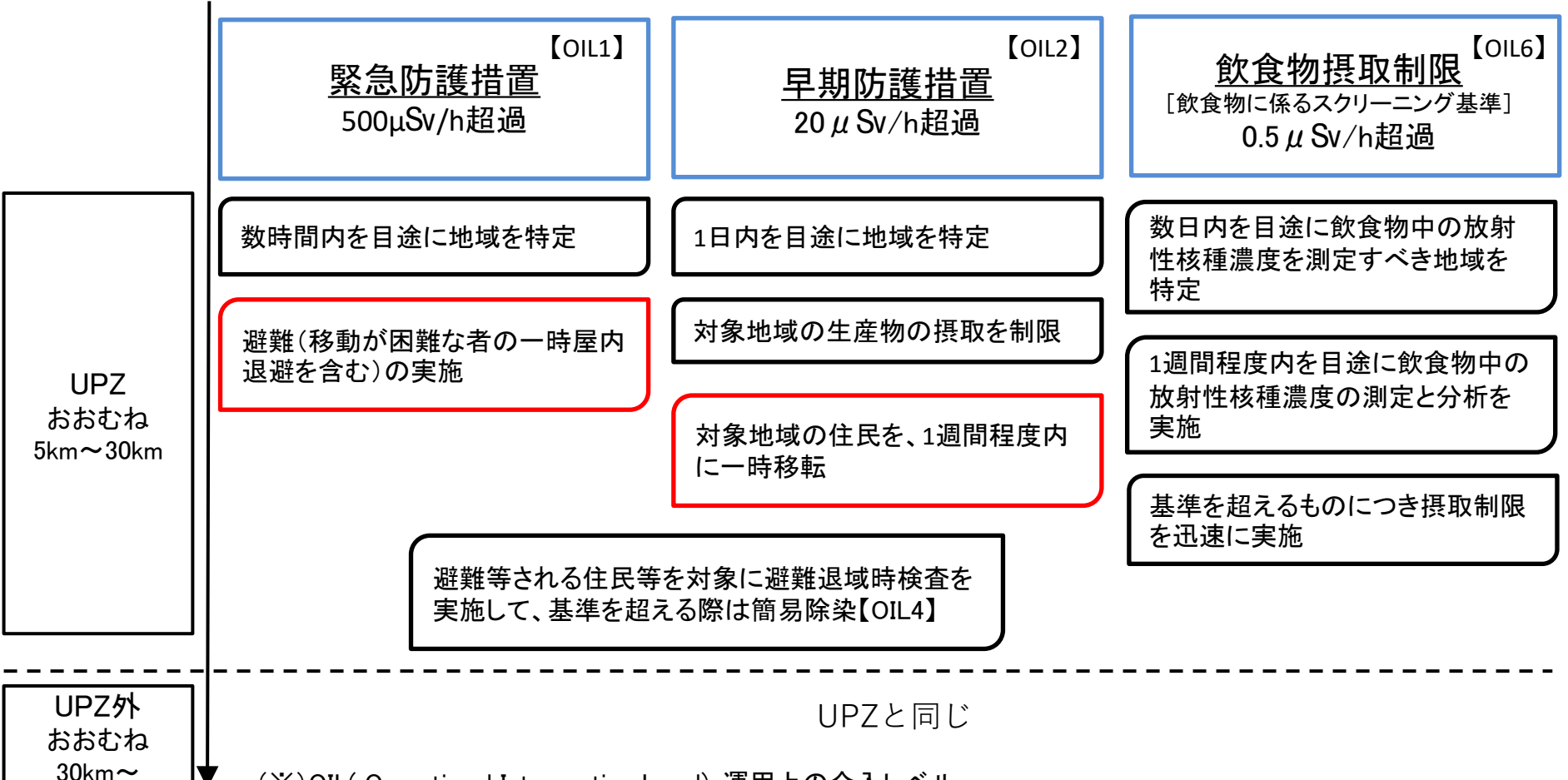
- イ 要配慮者 (災害対策基本法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。)(口又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZにおいても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

福井県及び関係市町の対応体制

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて原子力災害対策本部等を設置。
 - 原子力災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
 - 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。
- (例) 美浜発電所3号機二次系配管破損事故(H16.8.9)・・・県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



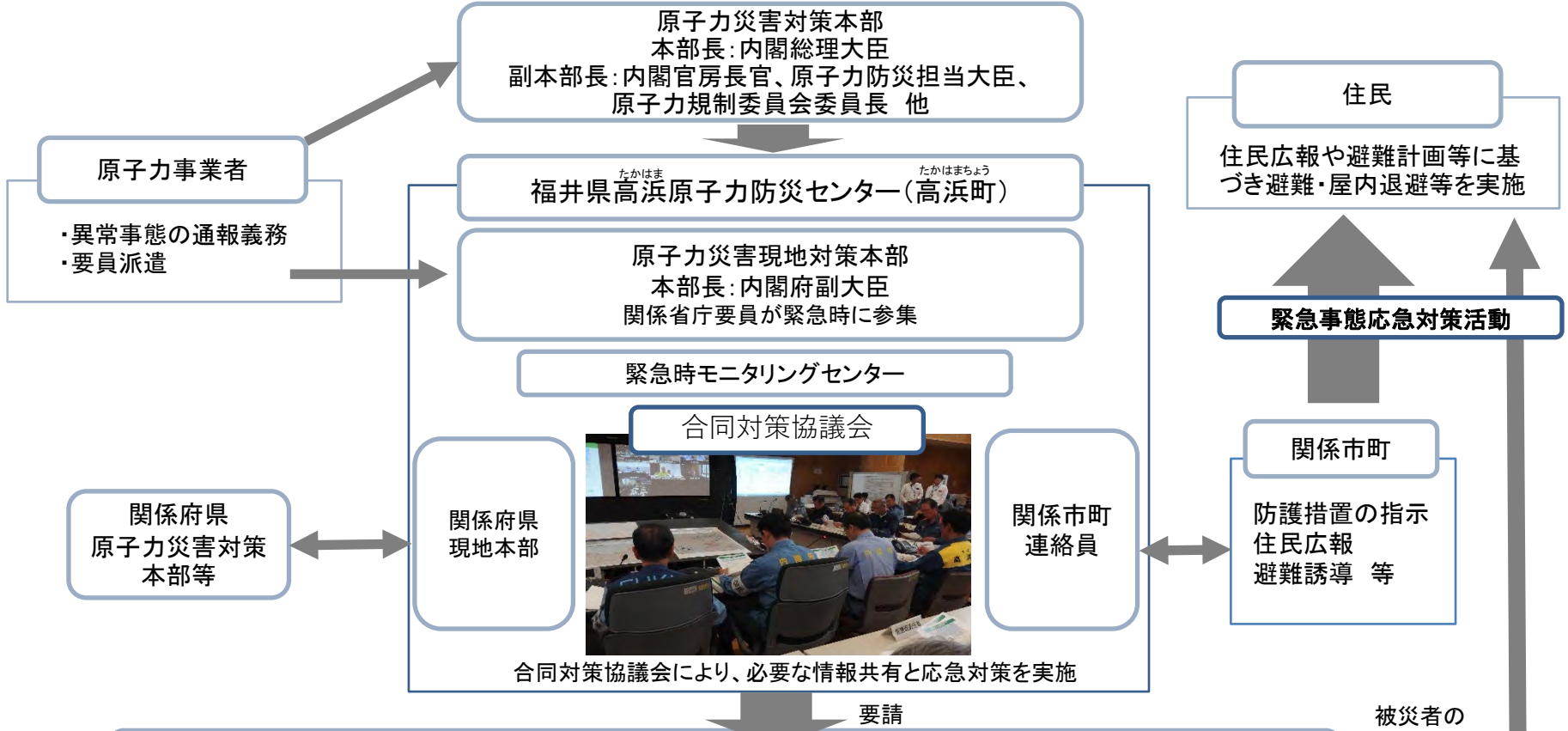
京都府及び関係市町の対応体制

- 京都府及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて原子力災害対策本部等を設置。
- 原子力災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



国の対応体制

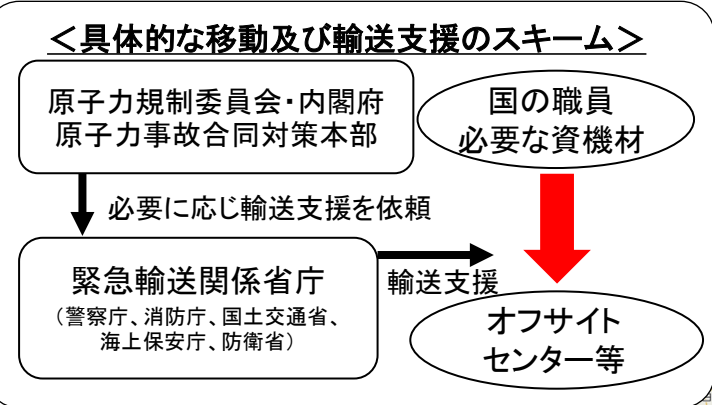
- 高浜町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、福井県高浜原子力防災センター（オフサイトセンター：OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣するとともに緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・府県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



- 実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）
- 指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等）

国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生^{たかはま}の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を福井県高浜原子力防災センター及び各府県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



**①環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導
(警察)約1時間**

**②入間基地～小松基地
輸送機(自衛隊)約1時間**

**③小松基地～高浜町中央球場
ヘリ(自衛隊)約30分間**

**オフサイトセンターへの派遣(警察、自衛隊による輸送支援の一例)
環境省・内閣府～入間基地～小松基地～高浜町中央球場
～福井県高浜原子力防災センター**

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

➤ 福井県高浜原子力防災センターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

・福井県内の4か所のオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

【電源対策】

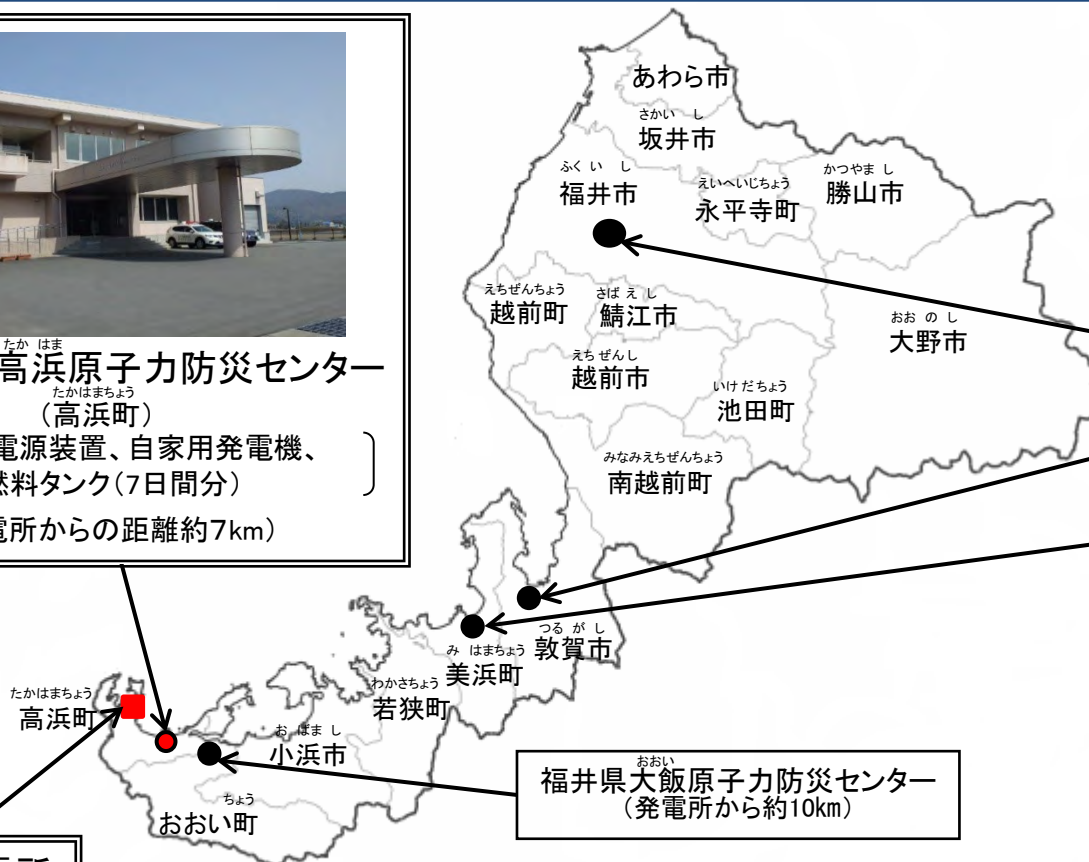
・福井県内の4か所のオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力(株)が用意する発電車で継続して電源を確保。
 ・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



福井県高浜原子力防災センター
(高浜町)

〔 無停電電源装置、自家用発電機、
燃料タンク(7日間分) 〕

(発電所からの距離約7km)



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。
 ※専用通信回線や衛星携帯電話を整備済。

- 高浜発電所の代替オフサイトセンター
- 福井県生活学習館 (発電所から約87km)*1 *2
 - 福井県敦賀原子力防災センター*3 (発電所から約49km)*1
 - 福井県美浜原子力防災センター*3 (発電所から約45km)*1
- *1 距離は、いずれも「直線距離」
 *2 非常用発電機を整備(3日間稼働)
 *3 いずれも、福井県高浜原子力防災センターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

福井県大飯原子力防災センター
(発電所から約10km)

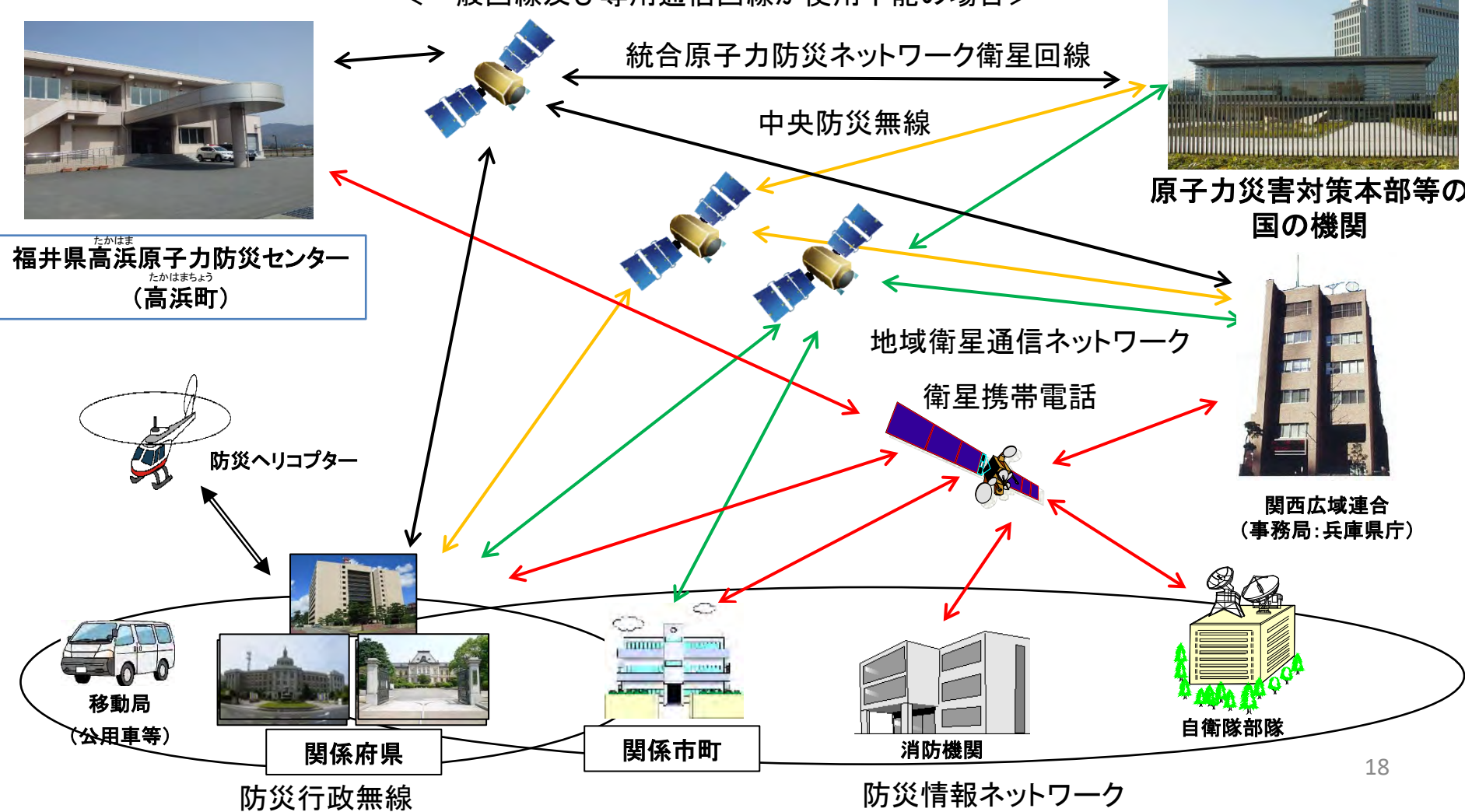
高浜発電所

出典：国土地理院ホームページ (<https://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>) 「白地図」国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



府県外への避難に係る連携体制等

- 福井県及び京都府からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備。

<情報共有のイメージ>

関西広域連合
(事務局:兵庫県庁)



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 避難の受入調整
- ◆ 輸送手段の確保

TV会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討



福井県庁 京都府庁

- ◆ 受入調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の確保の要請

住民への情報伝達体制①

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係府県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。また、幅広い世代や外国人等に配慮し、やさしい日本語等により情報を伝達。

＜関係府県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



住民への情報伝達体制②

➤ 放射線防護対策施設、一時集合場所、避難退域時検査会場等において、原子力防災ピクトグラムを活用し、幅広い世代や外国人等にわかりやすく情報を伝達。

原子力防災ピクトグラム



避難指示
Evacuation



屋内退避指示
Sheltering Indoors



放射線防護対策施設
Radiation Protection Facility



一時集合場所
Evacuation Assembly Point



避難所
Evacuation Shelter



避難退域時検査会場
Radiation Survey Site

原子力防災ピクトグラムによる 住民への情報伝達



安定ヨウ素剤配布
Iodine Tablet
Distribution



避難バスのりば
Evacuation Bus Stop



※写真は令和7年度福井県原子力総合防災訓練より

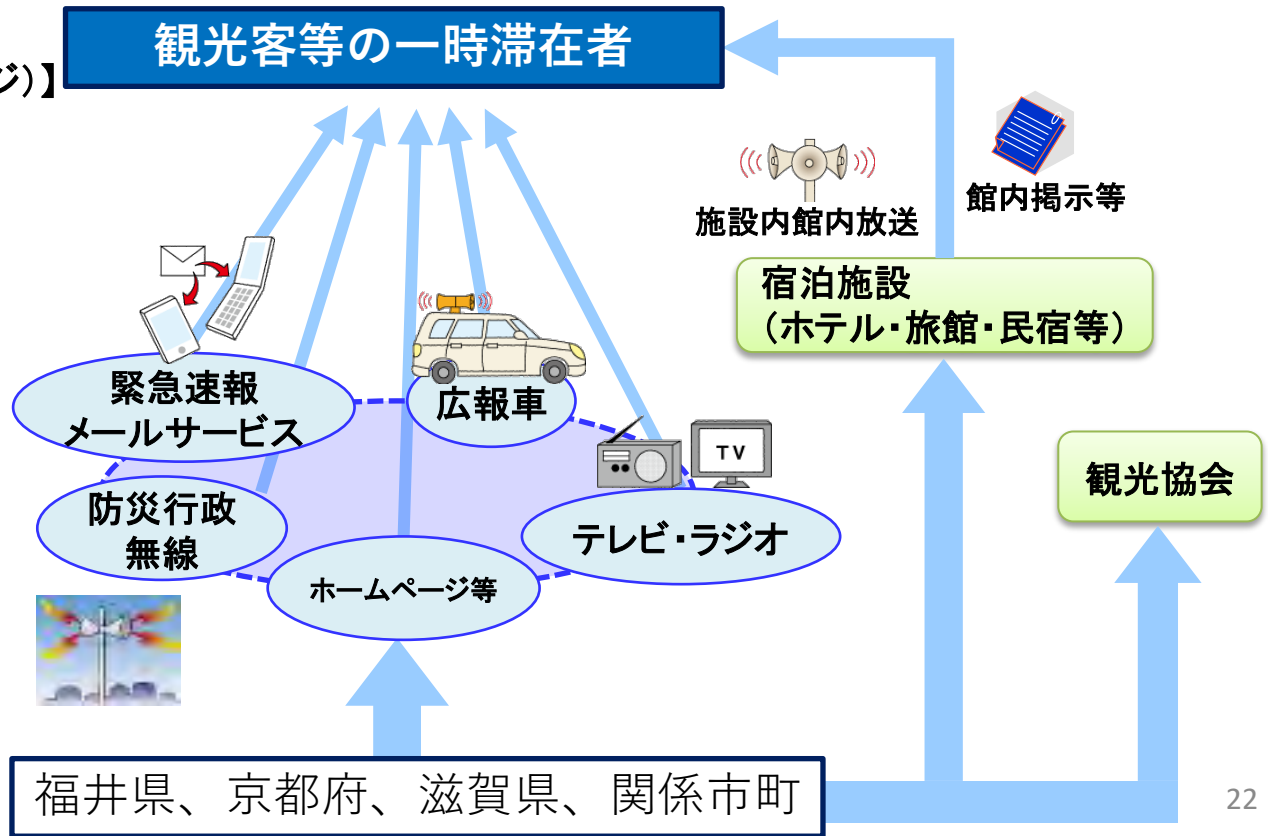
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(P20と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 午前〇〇:〇〇
緊急情報
 (〇〇市・町)からのお知らせです。先ほどの地震による影響について、高浜発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、速やかに自宅や宿泊先に戻ってください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。府県や市町からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。



福井県、京都府、滋賀県、関係市町

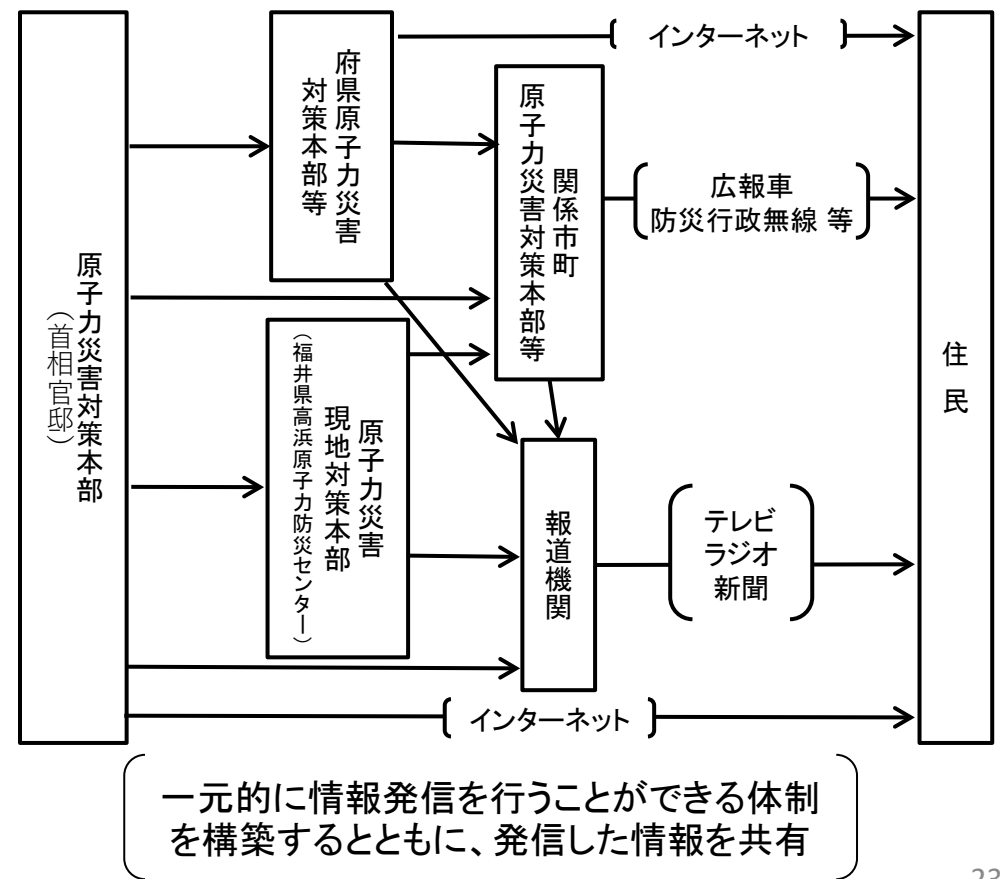
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。)において実施。
- 現地での記者会見については福井県高浜原子力防災センターたかはまにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 福井県高浜^{たかはま}原子力防災センターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民等からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（関西電力(株)）における対応

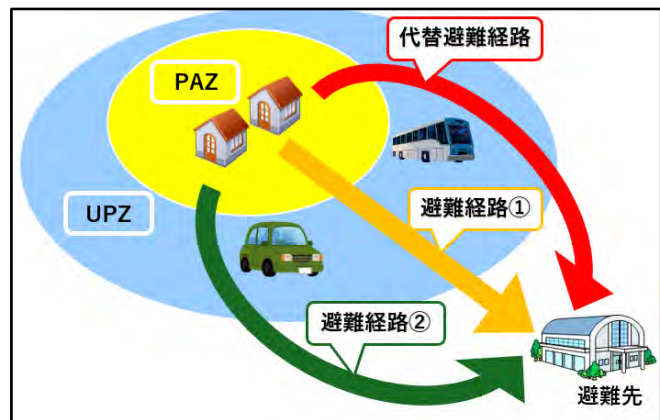
- 原子力事業者（関西電力(株)）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民等からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力(株)） |

複合災害時の避難に係る基本的な考え方

- 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
- 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。



【複数の避難経路の設定】



【実動組織による支援（海路避難・空路避難）】

複合災害時における対応体制

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P172参照）。

原子力災害対策本部

(対象:原子力災害)

緊急(非常、特定)災害対策本部

(対象:自然災害)

本部
会議

• 両本部による合同会議の開催

意思決定の一元化



事務局
(現地組織含む)

原子力規制庁ERC等

- 原発事故の鎮圧
- 放射線モニタリング
- 原発周辺住民への避難等に関する調整

情報収集の一元化

• 相互にリエゾンの派遣
• 情報共有ネットワークの相互導入

内閣府庁舎等

- 地震等による被災状況の把握
- 被災者の救助
- 避難住民への支援

現場活動

指示・調整の一元化

• 両本部から実動組織等への指示・調整の一元化
• 救助・救難活動や被災者支援の一元化

実動組織等

4. PAZの施設敷地緊急事態 における対応

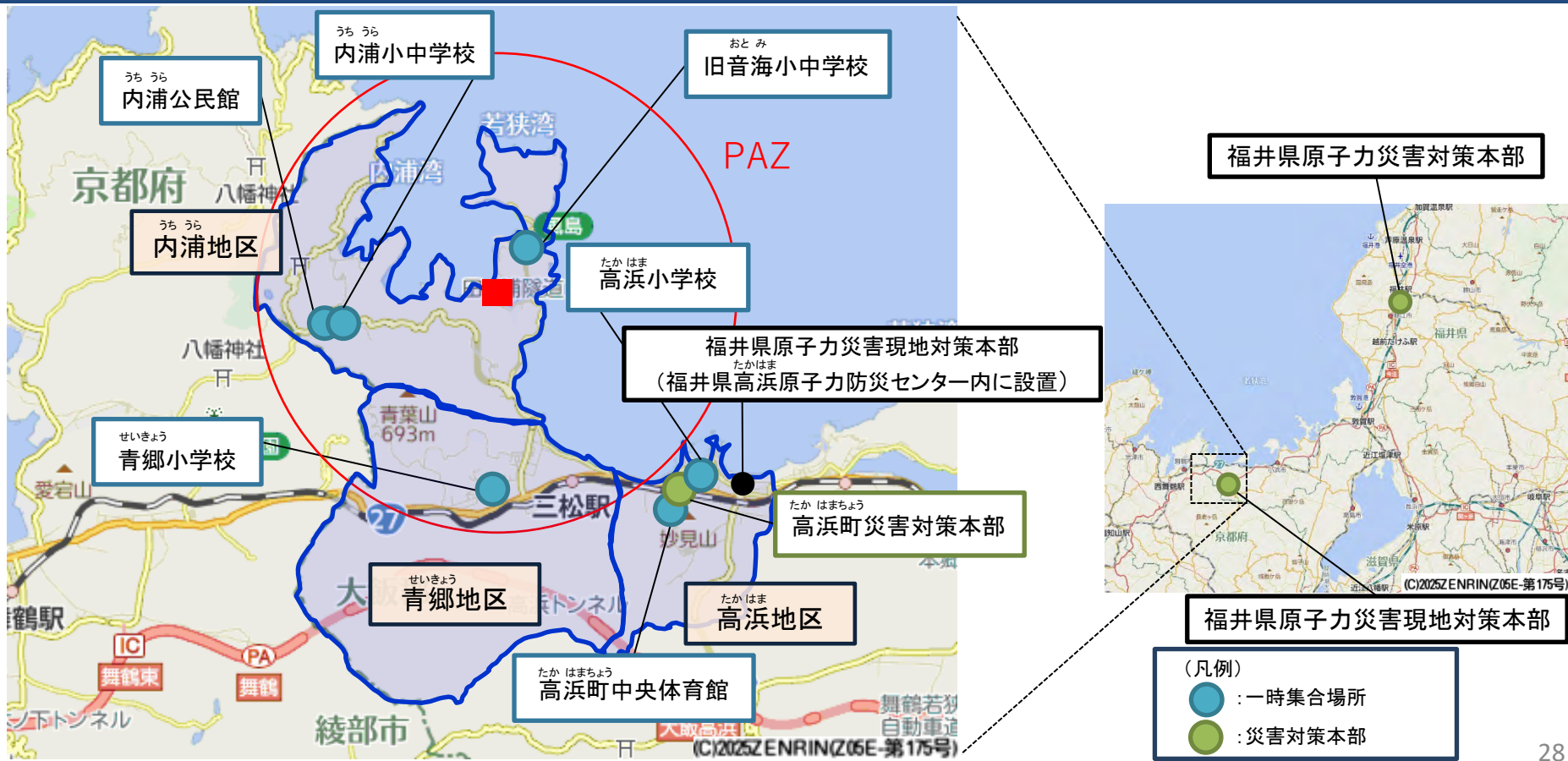
<対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 小・中学校、保育所の児童等について、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、施設敷地緊急事態になった時点で保護者への引き渡しができなかった児童等は、自治体が確保する移動手段で避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

※ 本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

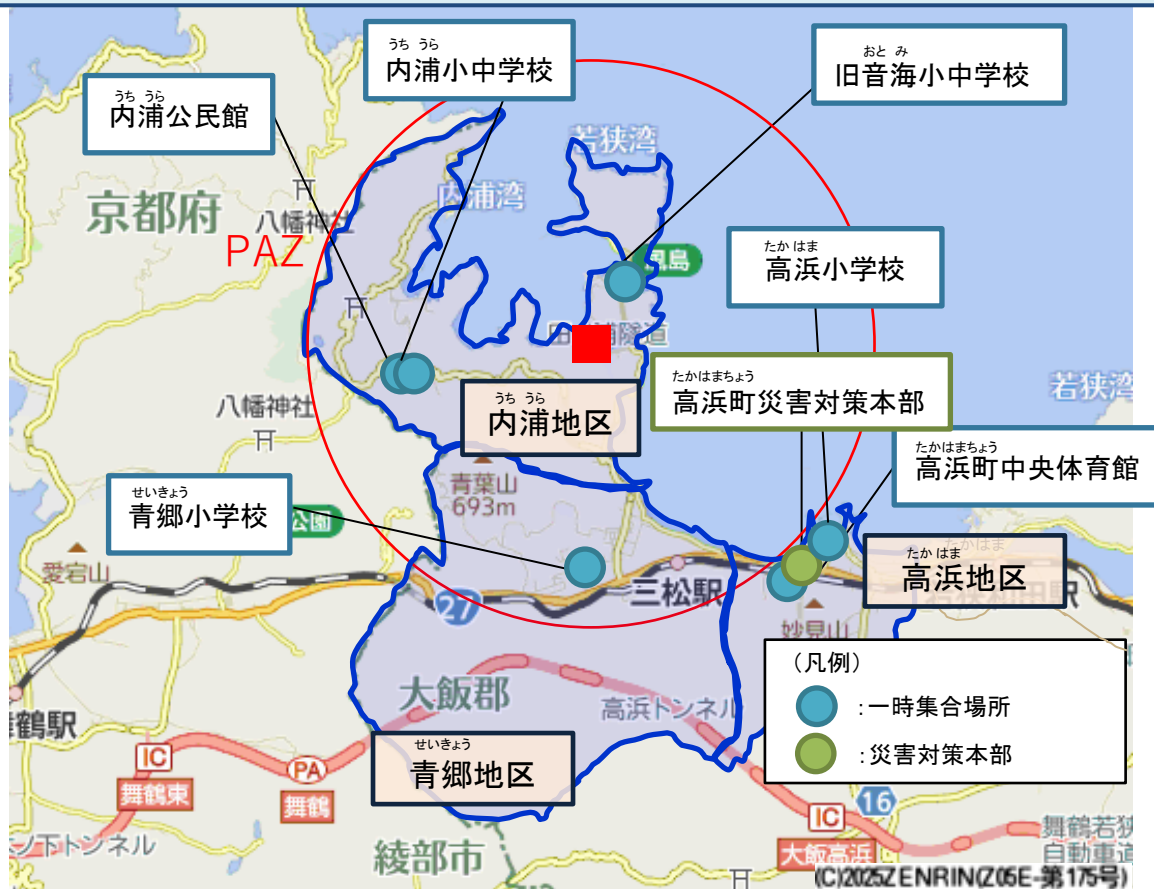
福井県及び高浜町における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した時点で福井県庁に原子力災害警戒本部、福井県高浜原子力防災センターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に78名、原子力災害現地警戒本部に29名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 高浜町は、警戒事態が発生した時点で高浜町役場に事故対策本部を設置し、町の全職員を参集。また、福井県高浜原子力防災センターに事故連絡室を設置。施設敷地緊急事態で高浜町役場に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した時点で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県及び高浜町は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を6か所開設し、各々の集合場所に職員4名を派遣。また、高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



高浜町における住民への情報伝達

- 避難の対象となる3地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町災害対策本部と情報を共有。高浜町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メールサービス、高浜町防災アプリ及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された高浜町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス、高浜町防災アプリ等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を町内全戸に設置
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、高浜町災害対策本部が実施

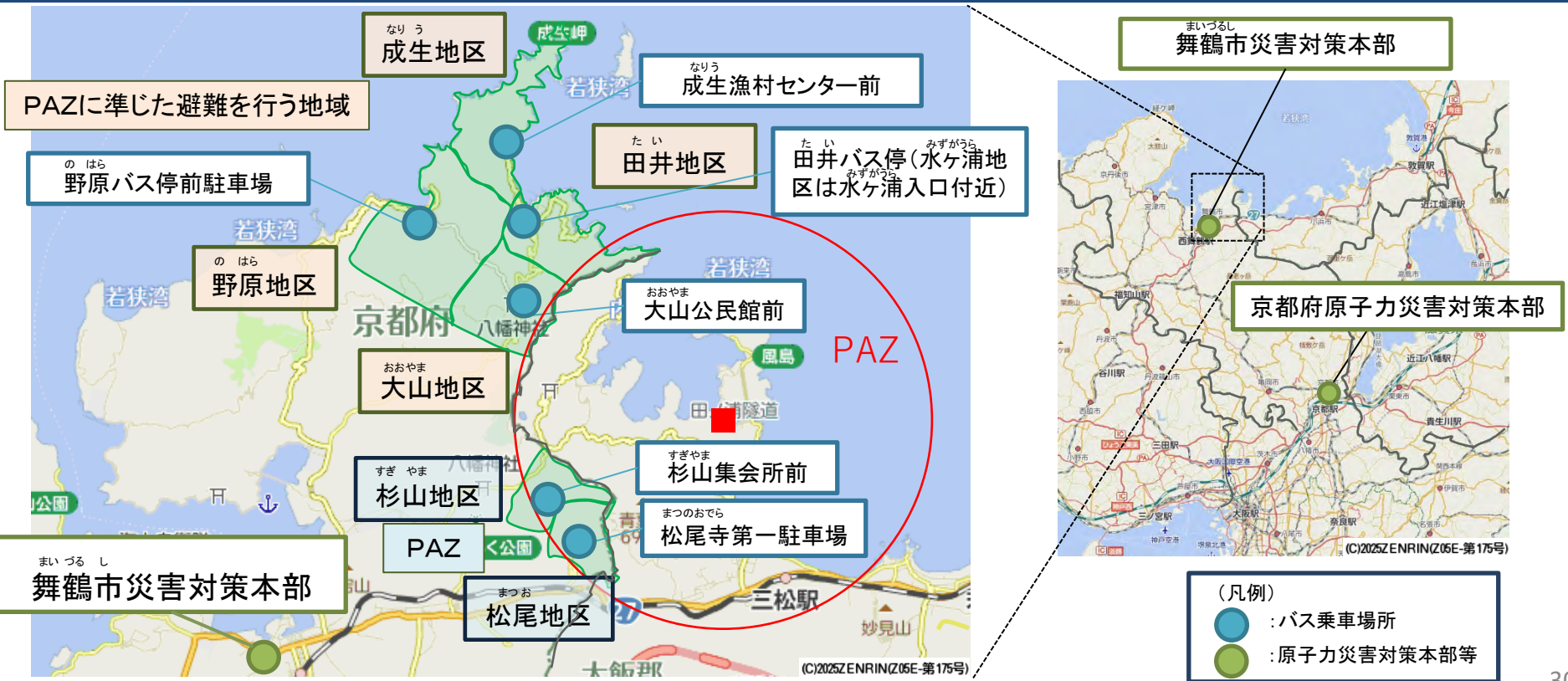


- 高浜町災害対策本部・一時集合施設（一時集合場所）間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施



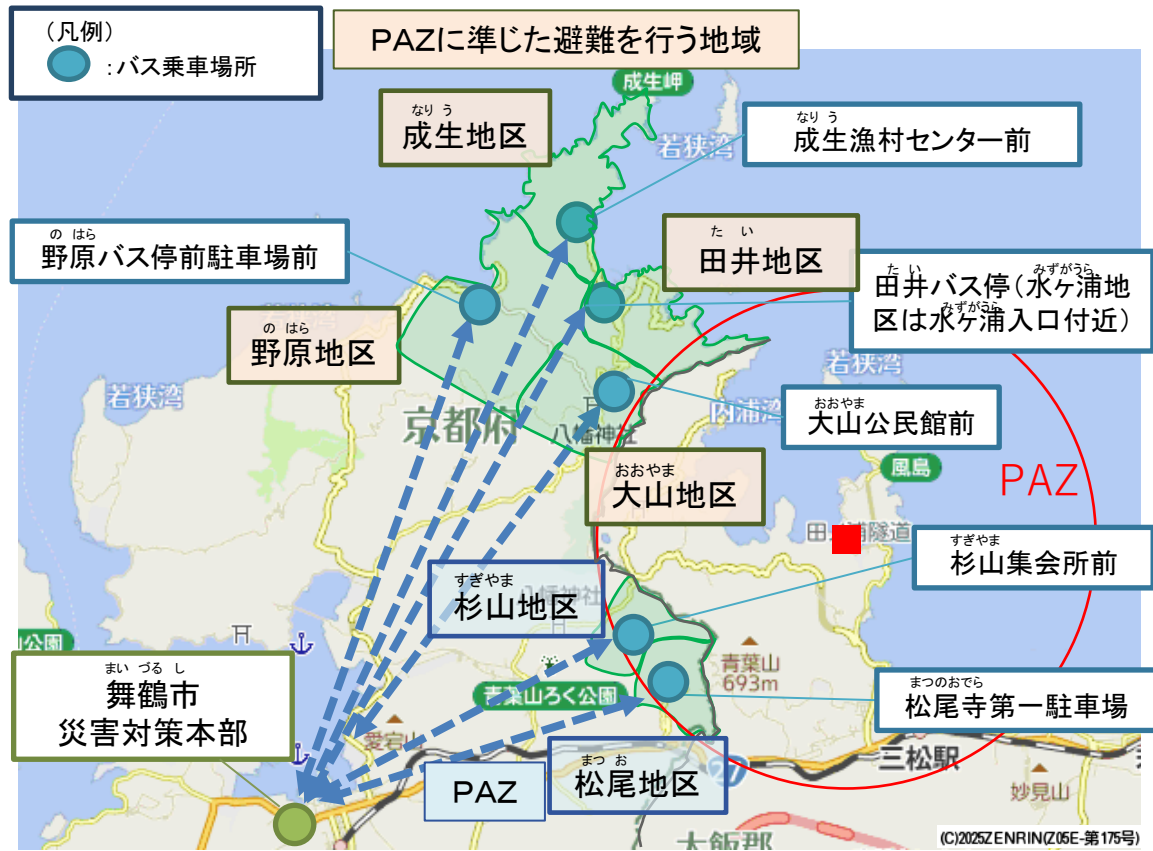
京都府及び舞鶴市における初動対応

- 京都府は、警戒事態が発生した時点で京都府庁に原子力災害警戒本部、府中丹広域振興局に原子力災害警戒支部を設置。原子力災害警戒本部に40名、原子力災害警戒支部に24名が参集。また、情報収集等のため、福井県高浜原子力防災センターに連絡員を派遣。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で京都府庁に原子力災害対策本部を設置。
- 舞鶴市は、警戒事態発生した時点で舞鶴市役所に災害警戒本部を設置し、市の全職員を参集。また、福井県高浜オフサイトセンターに現地災害対策本部を設置する。施設敷地緊急事態で市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した時点で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、京都府及び舞鶴市は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ(松尾地区・杉山地区)及びPAZに準じた避難を行う地域(大山・田井・成生・野原地区)の住民が避難のため集合するバス乗車場所を6か所開設し、各々の乗車場所に避難誘導職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



舞鶴市における住民への情報伝達

- ▶ 避難の対象となる6地区内のバス乗車場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- ▶ バス乗車場所に派遣された市職員、消防職員・団員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、舞鶴市災害対策本部と情報を共有。舞鶴市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- ▶ 消防職員・団員は、住民の避難の状況等を確認し、バス乗車場所に派遣された舞鶴市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- ▶ 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は舞鶴市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て情報伝達を行う。



- 防災行政無線や広報車、市ホームページ、市LINE、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部が自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て実施



- 各地区に派遣された舞鶴市職員、消防職員・団員は、携帯電話や防災行政無線の双方向通信機能等を活用して、市災害対策本部と情報を共有

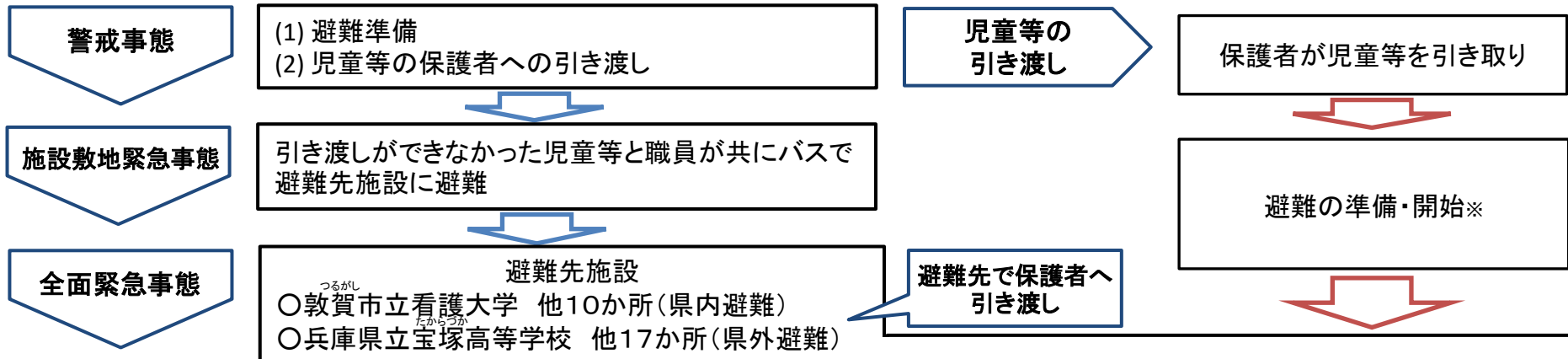


高浜町のPAZの学校・保育所の児童等の避難

- PAZの5つの小・中学校の児童・生徒(550人)及び4つの保育所の幼児(219人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所等において施設ごとの避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
内浦小学校	12	10	22
内浦中学校	16	12	28
青郷小学校	85	25	110
高浜小学校	215	28	243
高浜中学校	222	32	254
小計	550	107	657
内浦保育所	0	0	0
青郷保育所	43	18	61
認定こども園cocokara	116	38	154
高浜キッズこども園	60	20	80
小計	219	76	295
合計	769	183	952

※小・中学校の人数については、令和7年4月1日現在、保育所・認定こども園の人数については、令和7年5月1日現在



※ 警戒事態で保護者へ引渡した保育所等の園児については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。

高浜町のPAZの医療機関及び社会福祉施設の入所者への対応

- PAZの医療機関及び社会福祉施設(5施設214人)の全てについて、施設ごとの避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで自施設内の放射線防護対策区域に移動し、屋内退避を実施。受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策区域で屋内退避を実施。
- 高浜ケアサポート、青葉苑、グッとライフの入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者がいる場合、近隣の放射線防護対策施設に収容。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保した避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

避難元施設

<PAZの5施設の入所者等の避難の考え方>

避難先施設

<放射線防護対策施設>

番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
①	病院	若狭高浜病院	90
②	介護老人 保健施設	若狭高浜病院附属 介護老人保健施設	70

計 160人(職員数200人)

番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
③	有料老人ホーム	高浜ケアサポート (であいの郷)	18
④	生活支援ハウス	青葉苑	9
⑤	サービス付き 高齢者向け住宅	グッとライフ	27

計 54人(職員数50人)

支援者が同行することで避難可能な者

104人(支援者87人)※

①② 68人(支援者68人)
③④⑤ 36人(支援者19人)

バス、福祉車両等で移動

避難の実施により健康リスクが高まる者

86人(支援者86人)※

①② 83人(支援者83人)
③④⑤ 3人(支援者3人)

③④⑤は福祉
車両等で移動

近隣の放射線
防護対策施設

①、②の入所者等は、
自施設内の放射線
防護区域に移動

輸送等の避難
準備完了後、
避難を実施

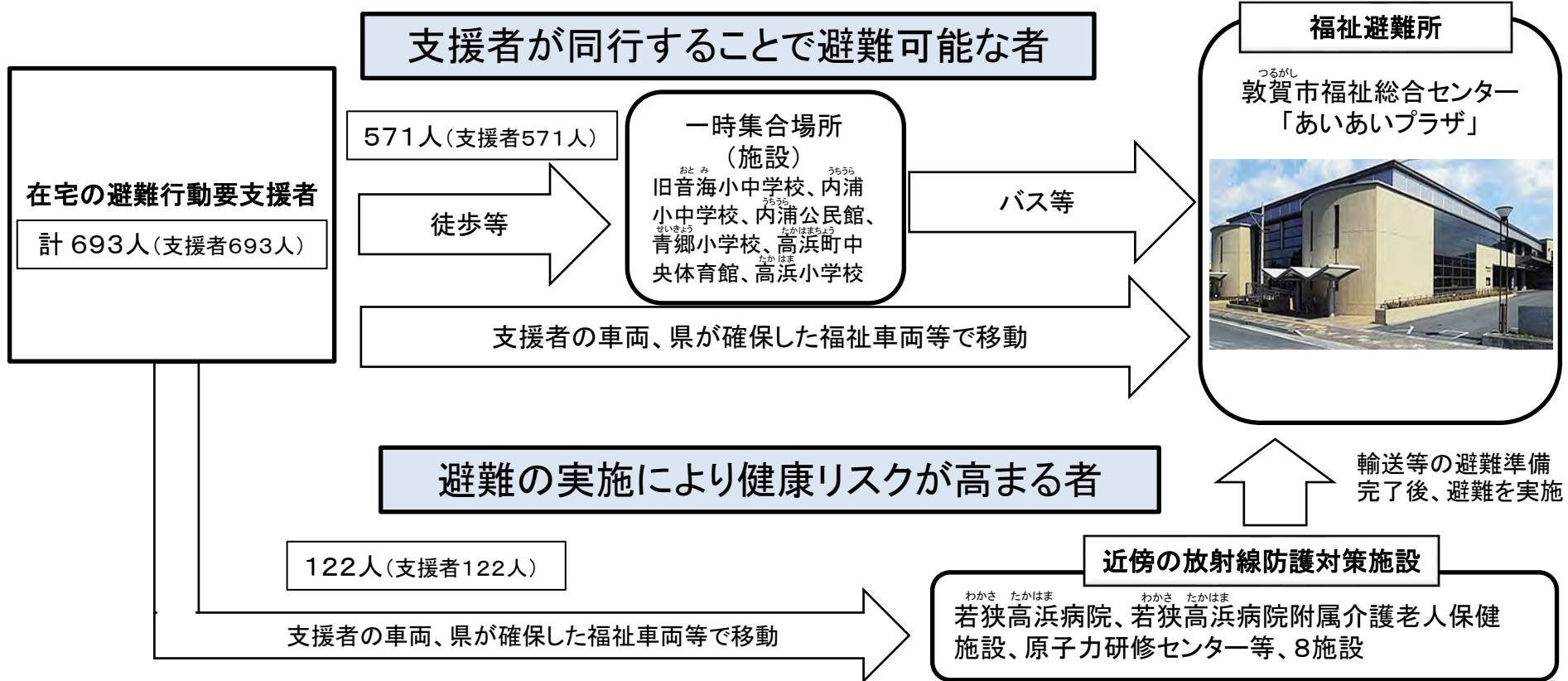
番号	施設種別	施設名
1	病院	市立敦賀病院(敦賀市)
		国立病院機構 敦賀医療センター(敦賀市)
2	介護老人 保健施設	湯の里ナーシングホーム(敦賀市)
		リバーサイド気比の杜(敦賀市)
		気比の風(敦賀市)

番号	施設種別	施設名
3		
4	介護老人 福祉施設	常盤荘(敦賀市)
5		

※令和7年10月調査時点の入所者及び支援者数

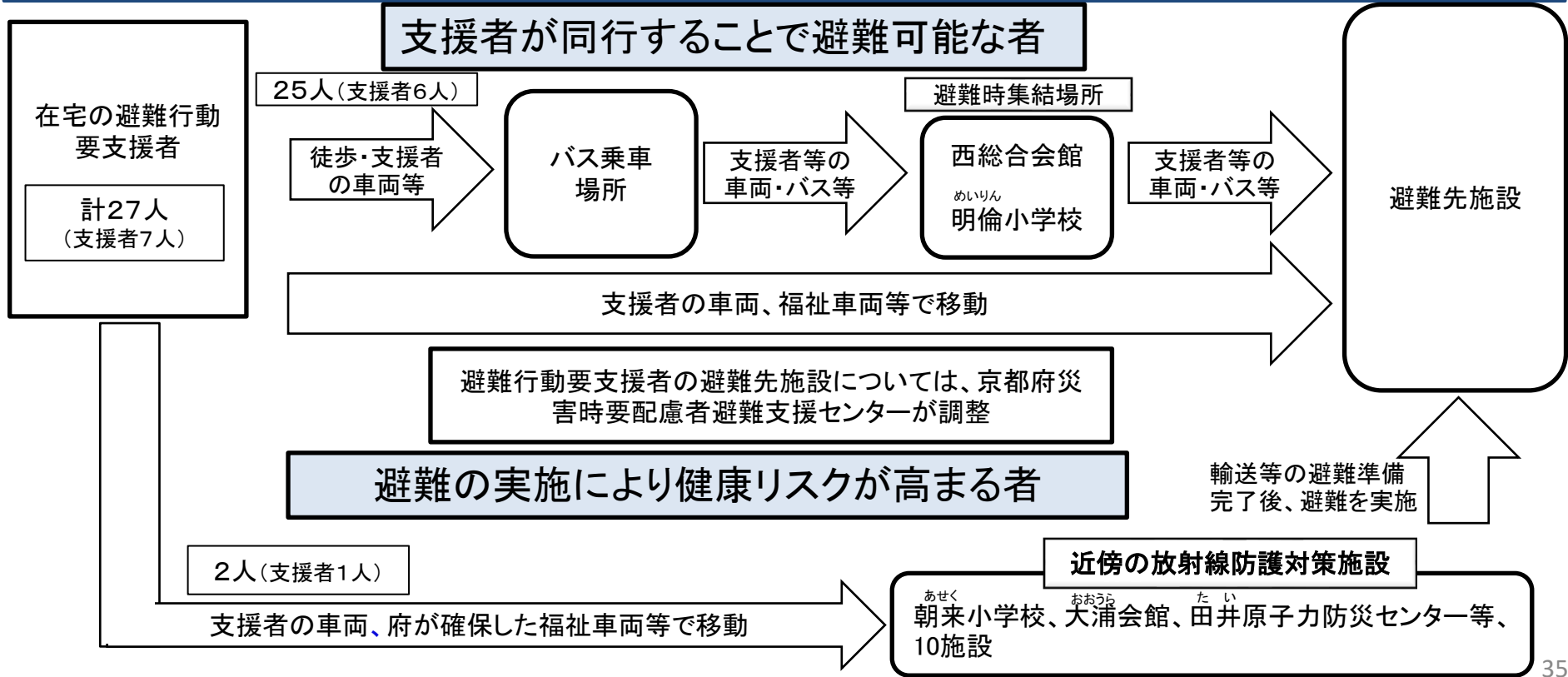
高浜町のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- ▶ 高浜町では、在宅の避難行動要支援者693人全ての者について、あらかじめ避難先を確保しており、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避。
- ▶ 放射線防護対策施設にて屋内退避を実施している者は、輸送等の避難準備完了後、福祉車両等で避難する。
- ▶ なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



舞鶴市のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

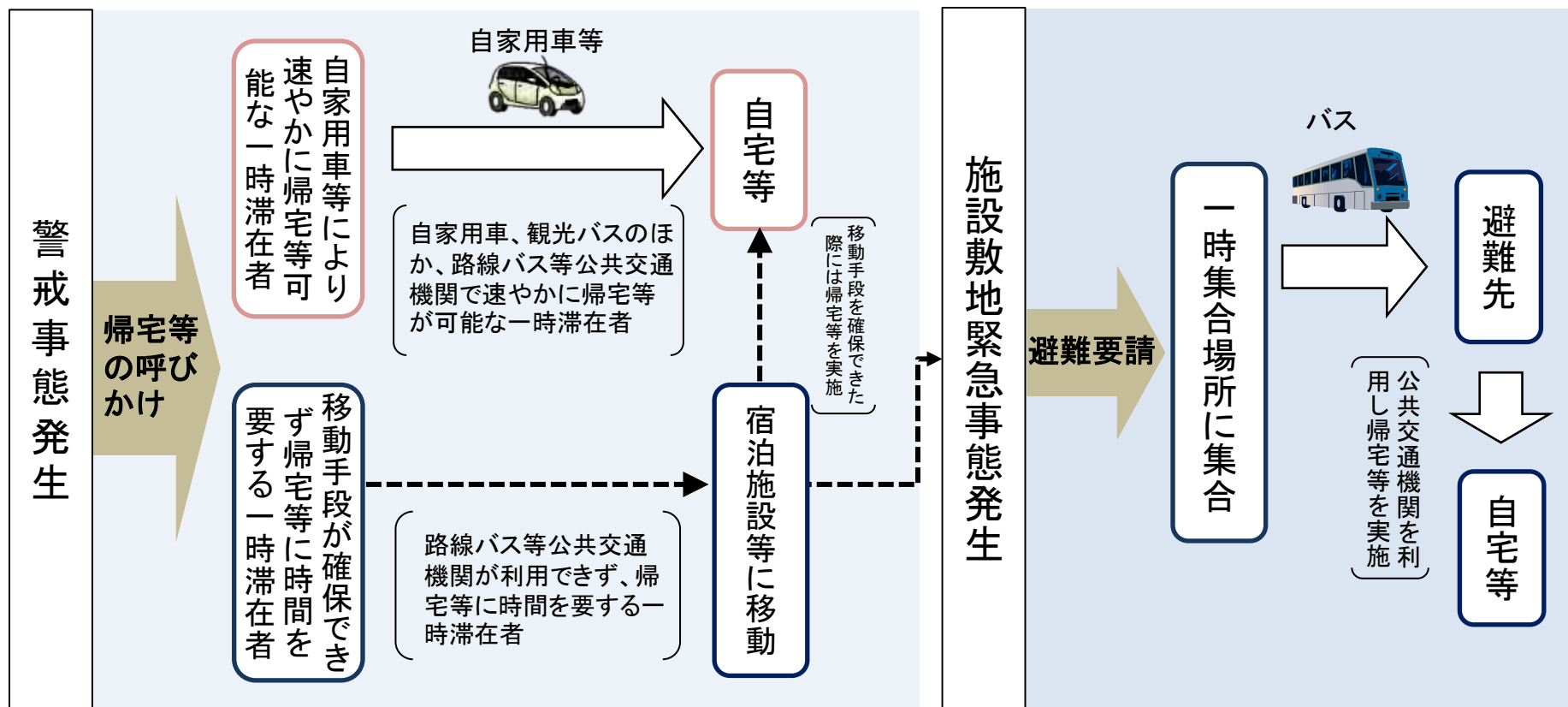
- 舞鶴市では、在宅の避難行動要支援者27人のうち7人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整中。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難行動要支援者の態様に応じて府内の施設を調整・確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は府が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避。
- 放射線防護対策施設にて屋内退避を実施している者は、輸送等の避難準備完了後、福祉車両等で避難する。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の発生で、帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



※ 一時滞在者は民間企業の就労者を含む(緊急事態応急対策に従事する者等を除く)。

PAZ内の観光客及び民間企業の従業者数

- PAZの観光施設における日間入場見込人数は約770人程度、民間企業(従業者数30人以上)は22事業所(約2,100人)存在。

<PAZの観光施設の状況>

対象地区		施設	入場見込人数(人)	
福井県 高浜町	高浜地区	城山公園	330	
	内浦地区	五色山公園	70	
	青郷地区	青葉山ハーバルビレッジ	90	
	青郷地区	脇坂うみぞら公園	80	
	計		570	※1
京都府 舞鶴市	松尾地区	松尾寺	200	※2
	計		200	※3
合計			770	

※1 福井県については入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定

※2 京都府については近年の入込数から算定

※3 入場者の9割以上が自家用車を利用

<PAZの民間企業(従業者数30人以上)の状況>

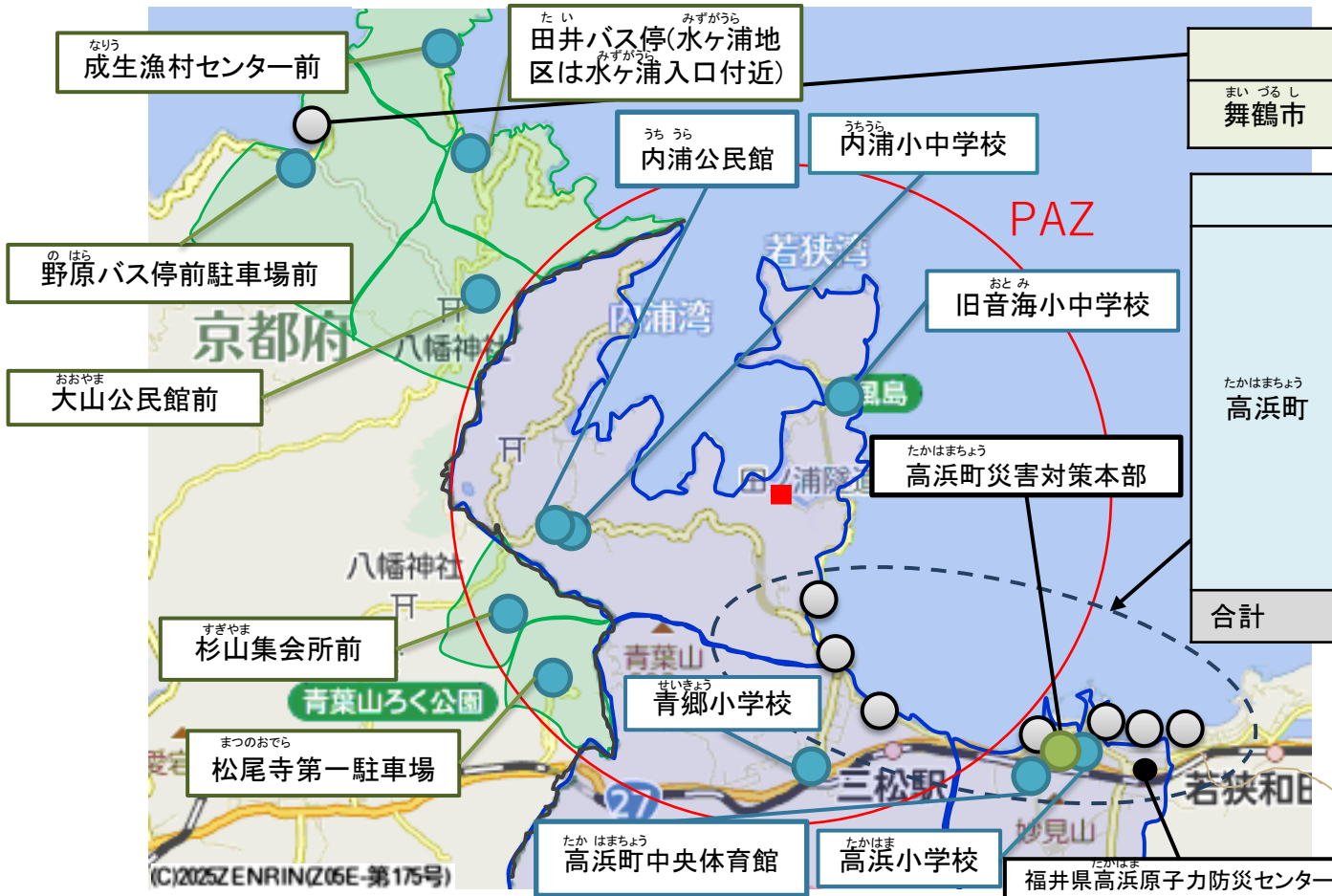
対象地区		事業所数	従業者数(人)
福井県高浜町	高浜地区	7	474
	内浦地区	9	1,360
	青郷地区	4	183
京都府舞鶴市	田井地区	2	82
合計		22	2,099

※ 出典:令和3年経済センサス-活動調査 町丁・大字別集計(総務省・経済産業省)

※ 民間企業の従業者については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

PAZの海水浴場及び海水浴客数

- 高浜町ではPAZに海水浴場が7か所あり、令和7年度シーズンの1日当たりの最大入込客数は約4,160人。
- 高浜町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の約9割が自家車利用で、残りの1割が貸切バス及び公共交通機関を利用。(令和7年観光客入込調査 高浜町)
- 舞鶴市ではPAZに準じた避難を行う地域に海水浴場が1か所あり、令和7年度シーズン実績値から、1日当たりの想定最大入込客数を約340人と想定。



地区名		客数
舞鶴市	野原海水浴場	約340人

地区名		客数
高浜町	難波江海水浴場	160人
	えびす浜パーク	500人
	はまなすパーク	400人
	若宮海水浴場	300人
	城山海水浴場	1,500人
	鳥居浜海水浴場	300人
	白浜海水浴場	1,000人
合計		約4,160人

(凡例)

- : 一時集合場所
- : 海水浴場
- : 災害対策本部

高浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

高浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数3,901人(うち支援者数966人を含む)について、バス89台、福祉車46台(ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様35台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	952人 (児童等769人 +職員183人)	25台 (児童等769人 +職員183人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P32】
医療機関・社会福祉施設入所者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難	191人 (入所者104人 +職員87人)	6台 (入所者59人 +職員42人)	0台 (入所者0人 +職員0人)	23台 (入所者45人 +職員45人)	放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設(102人(入所者68人+職員34人))については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。【資料P33】※4
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者の輸送※5	6人 (入所者3人 +職員3人)	0台 (入所者0人 +職員0人)	1台 (入所者3人 +職員3人)	0台 (入所者0人 +職員0人)	放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設125人(入所者83人+職員42人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護施設に輸送。近距離のためピストン輸送(4往復)を想定【資料P33】※4
在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難	1,142人 (要支援者571人 +支援者571人)	26台 (要支援者571人 +支援者571人)	0台	0台	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少【資料P34】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※5	244人 (要支援者122人 +支援者122人)	0台	9台 (要支援者33人 +支援者33人)	12台 (要支援者89人 +支援者89人)	放射線防護対策施設に輸送 近距離のためピストン輸送(4往復)を想定【資料P34】
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者の避難	893人	20台	1台	0台	「乳幼児とともに避難する必要のある者」は、乳幼児がいる世帯人数(乳幼児を除く)を計上
観光施設から避難する一時滞在者	57人 (570人×0.1)	2台	0台	0台	1日あたりの観光客570人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『令和7年観光客入込調査高浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P37】
海水浴場から避難する一時滞在者	416人 (4,160人×0.1)	10台	0台	0台	1日あたりの海水浴客4,160人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『令和7年観光客入込調査高浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P38】
合計	3,901人	89台	11台	35台	

※1 数字は現段階で高浜町が把握している暫定値
 ※2 バスは1台あたり45人程度の乗車を想定
 ※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定
 ※4 若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設において屋内退避中には、職員1人がおおむね2人程度の入所者に対応
 ※5 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)

高浜町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、高浜町、おおい町、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力(株)が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		89台	11台	35台	
(B) 確保車両台数		計89台	計11台	計35台	
確保先	たかはまちょう ・高浜町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(高浜町、おおい町、小浜市)	2台	5台	24台	保有車両台数 バス2台 福祉車両(ストレッチャー)16台 福祉車両(車椅子)60台
	バス会社(福井県嶺南地方)	78台	—	—	保有車両台数 バス 222台
	関西電力(株)	9台	6台	11台	保有車両台数 バス10台 福祉車両(ストレッチャー、車椅兼用)21台 福祉車両(車椅子)11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

舞鶴市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ▶ 舞鶴市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数116人(うち支援者数7人を含む)について、バス5台、福祉車両7台(ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様1台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし				
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難※4	31人 (要支援者25人 +支援者6人)	3台	5台	0台	・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少 ・必要に応じて放射線防護対策施設に輸送【資料P35】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※5	3人 (要支援者2人 +支援者1人)	0台	1台	1台	・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少 【資料P35】
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者の避難	28人	0台※6	0台	0台	「乳幼児とともに避難する必要のある者」は、乳幼児がいる世帯人数(乳幼児を除く)を計上
観光施設から避難する一時滞在者	20人 (200人×0.1)	1台	0台	0台	1日当たりの観光客数200人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『令和7年度観光客入込調査舞鶴市』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P37】
海水浴場から避難する一時滞在者	34人 (340人×0.1)	1台	0台	0台	1日当たりの海水浴客340人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『令和7年度観光客入込調査舞鶴市』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P38】
合計	116人	5台	6台	1台	

※1 数字は現段階で舞鶴市が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 バスについては、PAZ(松尾・杉山地区)に1台、PAZに準じた避難を行う地域(大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)に2台を配車し、支援者の車両等で避難することが困難な在宅の避難行動要支援者及び妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者の避難を搬送することを想定

※5 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避

※6 自家用車で避難することが困難な者は、在宅の避難行動要支援者の避難に使用するバス3台に同乗することを想定

舞鶴市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

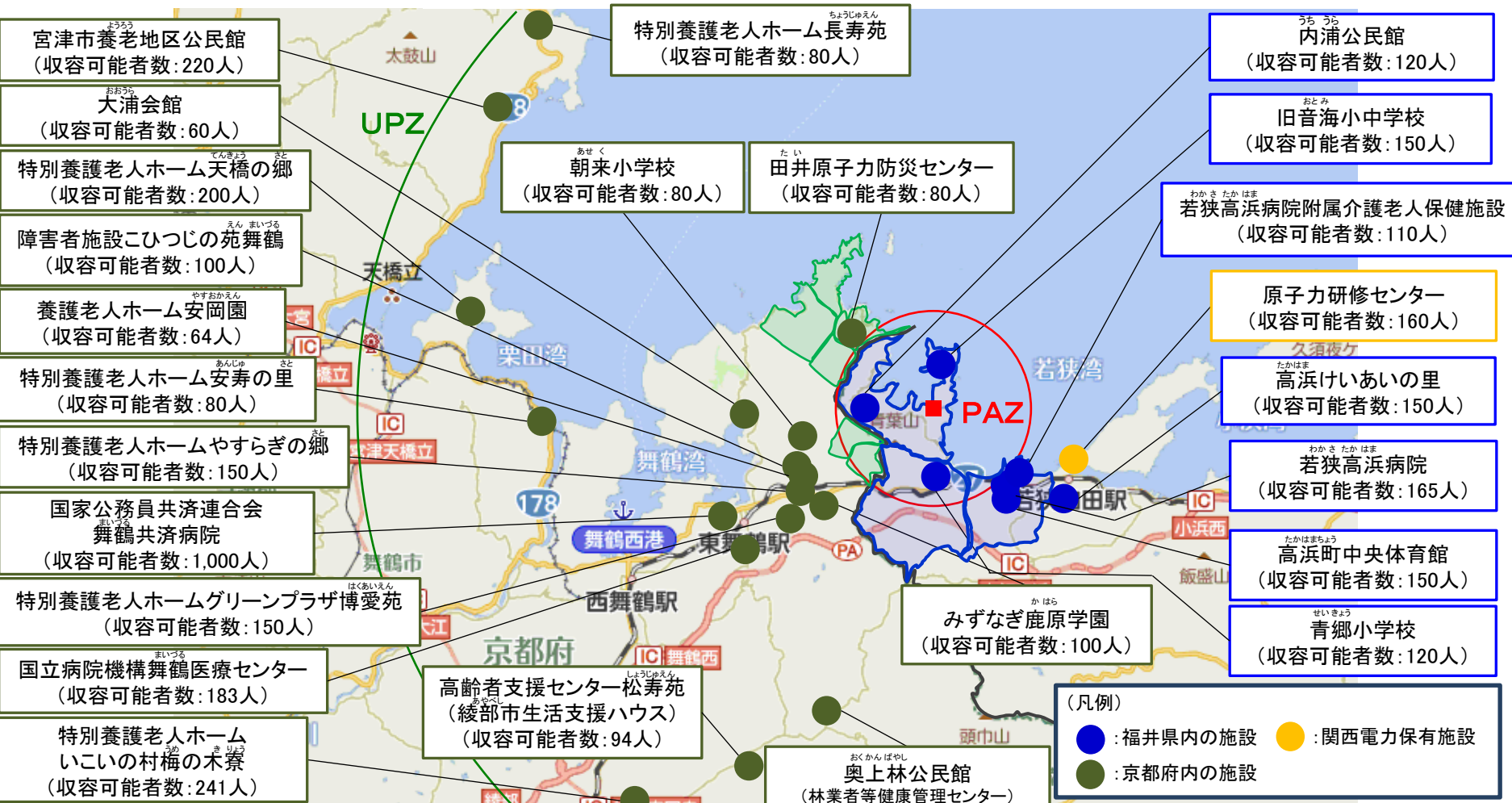
- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、舞鶴市が保有する車両のほか、京都府内のバス会社等が保有する車両、京都府内のタクシー事業者が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		5台	6台	1台	
(B) 確保車両台数		計5台	計6台	計1台	
確保 先	舞鶴市	2台	0台	1台	保有車両台数 バス2台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用)6台 福祉車両(車椅子)5台
	京都府内のバス会社等 社会福祉施設	2台	0台	0台	バス会社等の保有車両台数 バス2,194台(乗合含む) タクシー5,948台 社会福祉施設の保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー)32台 福祉車両(車椅子)76台
	関西電力(株)	1台	6台	0台	保有車両台数 バス10台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用)21台 福祉車両(車椅子)11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(合計25施設)で屋内退避。
- これらの25施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約4,100人を収容可能。
- また、これら25施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力(株)が供給。

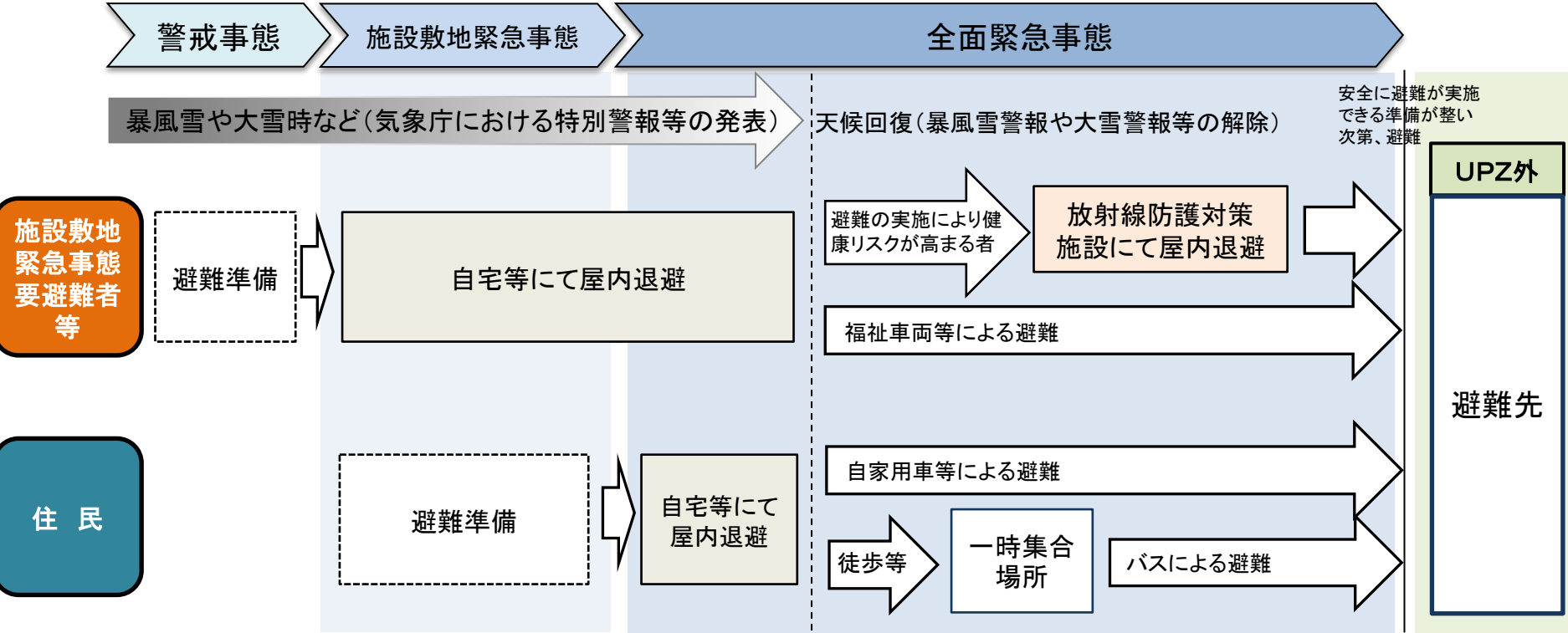


※ 一部の放射線防護対策施設は万一集落が孤立した場合にも活用

暴風雪や大雪時などにおけるPAZの防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)

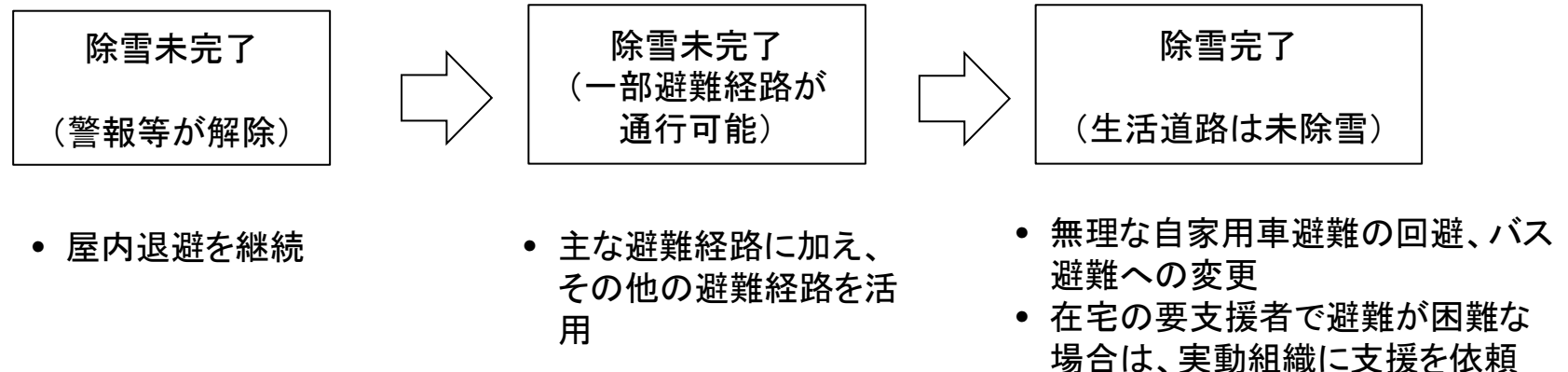


※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応(PAZ)

暴風雪や大雪などの警報等が解除され、天候が回復した場合であっても、避難経路の除雪が完了し、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他の避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、避難が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び避難の支援(P26参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により避難を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で避難を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても避難が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により避難を行う。



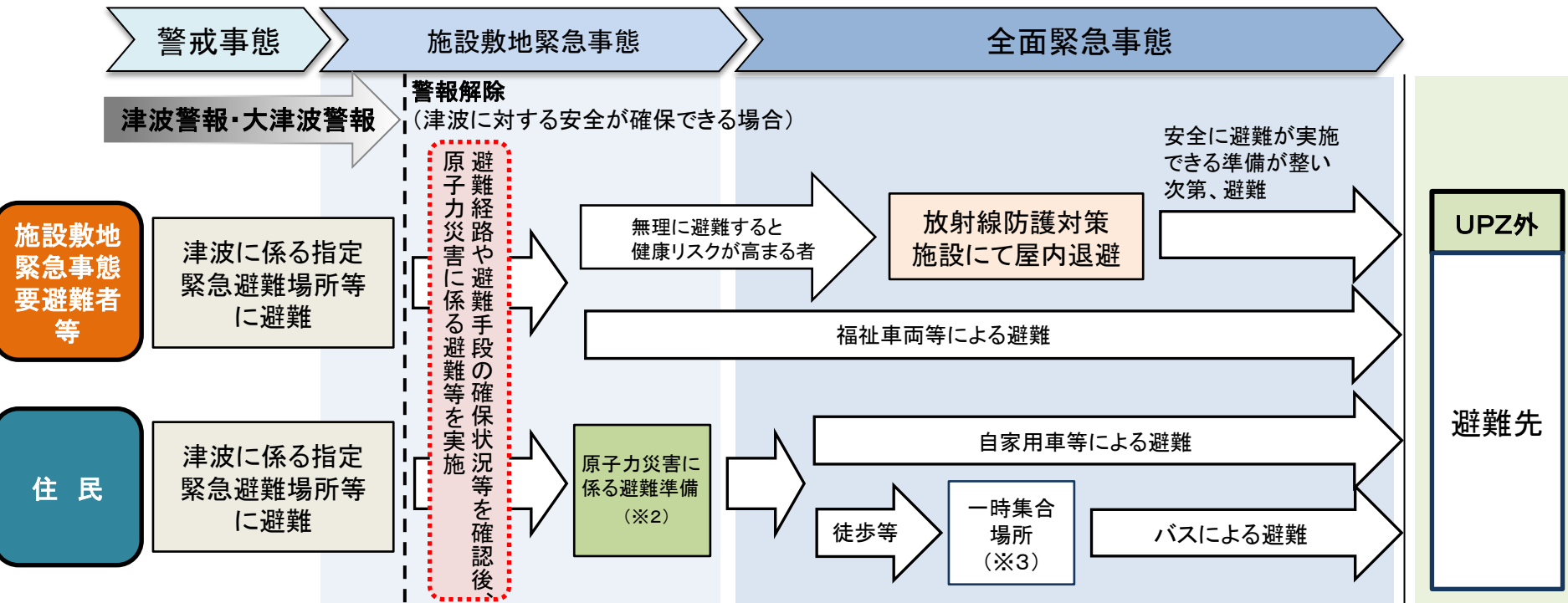
※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられないことがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。

※2 一時集合場所及び、社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による避難が可能となるよう留意する。

津波との複合災害時におけるPAZの防護措置

- ▶ 津波との複合災害時(津波警報又は大津波警報の発表時)における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- ▶ その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- ▶ 津波警報解除等、津波に対する安全が確保できる場合※1は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。

<施設敷地緊急事態で津波警報・大津波警報が解除された場合の例>



※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
 ※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。
 ※3 一時集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。